

犯罪の被害に遭われてしまった方・・・ご家族の方・・・

三芳町は**犯罪被害者等支援条例**があります。

この条例は不幸にして犯罪行為により傷害を受けた町民又はこの行為により不慮の死を遂げた町民の遺族の心身の早期回復を願い、町として支援していくくみです。

『支援の内容』

- 傷害支援金の支給
- 遺族支援金の支給

『傷害支援金の額』

- 全治2週間以上1月未満 30,000円
- 全治1月以上2月未満 100,000円
- 全治2月以上3月未満 150,000円
- 全治3月以上 200,000円

『遺族支援金の額』

- 遺族支援金 300,000円

日本国内又は日本国外にある日本の船舶若しくは日本の航空機内において行われた、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による傷害を受けた方又は不慮の死を遂げた方の遺族が対象となっております。(申請があった場合、町は管轄の警察署に犯罪事実の確認を行います。)

このほか、法令に基づく国の給付支援制度もあります。犯罪被害に関するご相談は、埼玉県警察本部犯罪被害者支援室(0120-381-858)、又は公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター(048-865-7830)までお問い合わせください。

ご相談・お問い合わせ



三芳町役場自治安心課 防犯防災担当

049-258-0019 (内線 265)